

# 宇治田原町全員協議会

令和2年12月9日

午前10時開議

## 議事日程

日程第1 職員の逮捕について

日程第2 重大事件等調査特別委員会設置についての決議（案）

### 1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 宇治田原町議会全員協議会規程第5条の規定により会議事件の説明のため出席を求め  
るものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫	君
副町	長	山下 康之	君
教育	長	奥村 博巳	君
都市整備政策	監	星野 欽也	君
総務担当	理事	奥谷 明	君
健康福祉担当	理事	黒川 剛	君

建設事業担当理事事務 代理兼上下水道課長	垣 内 清 文 君
教 育 次 長	野 田 泰 生 君
企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

本日の全員協議会は、昨日、本町職員が官製談合防止法違反容疑で逮捕されましたことを受け、町当局からの事件報告を求めるとともに、二元代表制の一翼を担う立場の我々議会としての対応策を協議いたしたく、急遽開催をさせていただいた次第であります。本事件は、町政64年の歴史に汚点を残し、住民の皆様には大きな衝撃を与え、行政に対する信頼を著しく失墜させたものであり、誠に遺憾であります。警察の発表によりますと、認否は明らかにされておりませんので、今後の推移を注視しつつも、議会の立場で本件の調査特別委員会を設置し、本件に至った経過と原因を明らかにするとともに、住民の皆様の行政に対する信頼回復に全力で努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会日程に基づき、全員協議会を開催いたします。

まず、マスコミ関係から写真撮影の依頼が出ておりましたので、これを許可いたします。

それでは、日程第1、職員の逮捕についてを議題といたします。

町当局よりの報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 副町長でいいんですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西谷町長。

○町長（西谷信夫） 本日は、急遽また全員協議会を開いていただき、そのような事態になったことを改めましてお詫びを申し上げる次第でございます。

町職員の逮捕につきましてでございますが、昨日令和2年12月8日に本町総務課付の理事の光嶋隆が官製談合防止法違反の容疑で京都府警に逮捕されるという事態が発生をしたところでございます。町政に対する住民の皆様のご信頼を大きく損なうものであり、住民の皆様並びに多くの関係者の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げる次第でございます。

被疑者につきましては、木津川市山城町平尾上垣内、光嶋隆、58歳でございます。

罪名につきましては、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（略称：官製談合防止法）第8条の違反容疑でございます。官製談合防止法につきましては、入札の妨害ということで、第8条の、職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること、またはその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処するというのが、官製談合の防止法の内容でございます。

被疑者は、宇治田原町が平成29年5月19日に実施いたしました、平成29年度宇治田原町立保育所一時保育施設等建設工事の一般競争入札に関し、甲に対して、その工事の一般競争入札における秘密事項である設計金額を教示し、宇治田原町役場において執行された同入札に際し、甲をして、設計金額から算出した金額である2,950万円（税抜き）で入札させて、本件の工事の落札をさせたものでございます。これにつきまして、官製談合防止法ということで、今回、昨日警察のほうに逮捕されたことが事件の内容でございます。大変監督不行き届き、本当に責任を痛感しておりますのでございます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（谷口 整） ただいま町長のほうから報告がありましたけれども、ただいまの報告について、何か質疑等あれば、お受けをしたいと思います。質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 今、なしという声が出ておりますので、ちょっと私から、1、2点確認をしたいと思います。

まず、今回この事件の容疑がかけられた平成29年5月19日の入札で、一時保育の施設の建設工事、町内の4社の業者が参加をしておりました。そのうちの、報告では甲ということで表現をされております。これは、恐らく官製談合防止法で3年の時効があるということで、多分立件されなかったので甲という表現をされていると思います。それはそれでそちらのほうは仕方がないと思うんですけども、町のほうで、指名停止に関する要綱がありますよね。これとの関係はどういうことになるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 業者に対するペナルティーの関係かと思いますが、本日宇治田原町の入札制度等検討委員会を開催いたしまして対応を検討することとしている

ところでございます。

○議長（谷口 整） 今政策監のほうから、本日それについて対応するという事なんですけれども、確かに刑事事件としては立件はされなかったですけれども、これ、官製談合、被疑者が1人でできませんよね、相手があつてからこそできるわけなんで。その相手さんについての、町としてのしかるべき対応はしていただかないと、なんかちょっと腑に落ちないというかしっくりこない部分があると思うんですよ。だからその辺りは、今申しましたように、立件されるされないとは関わらず、その事実があつたことを捉えてしかるべき対応はしてもらふべきだというふうに私は思いますので、私の思いを伝えさせてもらいました。

この件に関して、皆さん何かないでしょうか。今西議員。

○議員（今西利行） 今おっしゃられたとおりだと私も思います。使われているのは税金ですよ。そういう中でそういうことが行われたということは、齟齬があるというか、当然請求というか、どういう形で請求するのか分かりませんが、しかるべき措置を取っていただきたいと思います。

○議長（谷口 整） ほかにないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようでしたら、そしたら、本件は、これにて終了したいと思えます。

次に、日程第2、重大事件等調査特別委員会設置についてを議題といたします。

議運の委員長のほうから決議（案）が出されておりますので、議運の委員長から報告をお願いしたいと思います。馬場委員長。

○議会運営委員会委員長（馬場 哉） 重大事件等調査特別委員会の設置についてでございますが、先ほど議運のほうでも、委員の方々から同意をするというご意見がございましたので、これについては、この後の本会議において、議会として議決を行いたいと思っています。大変この事件については遺憾でございますが、1人の容疑者により、普段より真面目に仕事をしている職員さんや当局に対する信頼を失墜する結果になってしまいました。関係者の方々の信頼を損なう結果になりましたことに対しましても、議会として、結果としてチェック機能を果たせなかったということを真摯に捉え、議会としても特別委員会を設置して、今後当局の説明を求め、再発防止について調査検討する委員会の設置を求めるものであります。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（谷口 整） ただいまの説明について、何か質疑等あればお聞きをしたいと思

ます。今西議員。

○議員（今西利行） 私、先ほど言いましたけれども、これは、皆さんの血税でありますよね。それをこういう形で、一部の幹部職員のことで行われたということは本当に重大やと思います。これは一部の幹部職員の問題だけじゃなくて、当然それは長の任命責任、監督責任が問われると思います。だから、これについては厳正に対処していかなくちゃならないと思いますので、議会としても厳正に対応していくと、厳しく対応していくということを述べておきます。

○議長（谷口 整） ほかにご意見はないでしょうか。原田議員。

○議員（原田周一） 先ほど議長からもお話がありましたように、この業者、甲と書いてありますけれども、やはり入札の在り方そのものということを考えていかないといけないんじゃないかというふうに思います。よって、これは、ただいまありました特別委員会が設置された折に、その辺りはしっかりと検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（谷口 整） ほかにご意見等はないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） なければ、これにて全員協議会を終了したいと思います。

なお、引き続き10時半から本会議が開会をされます。その場において、この特別委員会の設置の決議を行い、特別委員会を設置したいという流れでいきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

閉 会 午前10時15分

宇治田原町議会全員協議会規程第8条の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整